

平成20年第2回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成20年6月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	渡 邊 千 明 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	塩 田 満 夫 君
総 務 部 長	深 澤 悌 二 君
市 民 生 活 部 長	打 越 正 男 君
福 祉 部 長	岡 野 正 三 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 次 長	植 木 敏 夫 君
会 計 管 理 者	仲 村 新 一 郎 君
監 査 委 員 事 務 局 長	西 連 寺 洋 人 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	高 野 幸 洋
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	高 野 一
主 幹	川 野 輪 良 子
事 務 補	篠 崎 三 枝 子

議 事 日 程 第 5 号

平 成 2 0 年 6 月 1 6 日 (月 曜 日)

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 議 案 第 20 - 1 号 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 の 中 止 ・ 撤 廃 を 求 め る 請 願 書 に つ い て

日 程 第 3 議 案 第 50 号 笠 間 市 監 査 委 員 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

- 議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 市道路線の認定について
- 議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第1号）

追加日程

- 日程第4 委員会提出議案第1号 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第20-1号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願書について
- 日程第3 議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 市道路線の認定について
- 議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第1号）

追加日程

- 日程第4 委員会提出議案第1号 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書について

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は2番柴沼 広君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員は、お手元に配付した資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、17番町田征久君、18番大関久義君を指名いたします。

請願第20 - 1号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願書について

議長（石崎勝三君） 日程第2、請願第20 - 1号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願についてを議題とします。

この請願については、所管の委員会の審査が終了しておりますので、委員長から審査の経過と結果についてご報告を求めます。

文教厚生委員会委員長海老澤勝男君。

〔文教厚生委員長 海老澤勝男君登壇〕

文教厚生委員長（海老澤勝男君） 今期市議会定例会において文教厚生委員会に付託になりました請願書について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、6月6日と12日に委員会を開催し、請願第20 - 1号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願書について審査を行いました。

当請願については、後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求めるものであります。後期高齢者医療制度は、本年4月からスタートいたしまして、国会や政府機関などでさまざまな問題が議論されています。当委員会は、制度の中止・撤廃を求めるのではなく、改善を求めるべきと意見がまとまりました。

以上のことから、当委員会では、本請願を不採択とすることに決定をした次第であります。

議長（石崎勝三君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質議を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

16番横倉きん君。

〔16番 横倉きん君登壇〕

16番（横倉きん君） 請願第20号 - 1 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請

願について、賛成の立場で討論を行います。

この制度には、実施前から国民の厳しい批判が寄せられ、一部凍結を余儀なくされています。それにもかかわらず、実施からわずか2カ月半で再び見直しに追い込まれました。このことは、この制度の矛盾を深さを示しています。たび重なる見直しは、わかりにくい制度を一層わかりにくく複雑にして、新たな矛盾を生むだけです。高齢者を年齢で差別する制度の根幹が間違っているのであり、ここに多くの国民が怒っているのです。この制度がお年寄りを健保や国保、扶養家族から引き離し、別枠の医療制度に押し込めるからです。いずれ避けることができない死を迎えることとなる位置づけをし、医療費を抑制するための制度です。しかも、高齢者の比率が高まるにつれ、また医療技術が進歩して医療費がふえるにつれ、高齢者の保険料を自動的に値上げする仕組みです。小手先の見直しは高齢者を保険料地獄に導き、制度の根幹を温存する限り、保険で受けられる医療の中身も貧しくなっていかなざるを得ません。

以上の点から、後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願に議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、討論を終わります。

議長（石崎勝三君） 22番柴沼 広議員が着席いたしました。

16番横倉きん君の討論を終わります。

これより採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。

本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議案第52号 市道路線の認定について

議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第1号）

議長（石崎勝三君） 日程第3、議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例についてないし議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第1号）についての5件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長より報告を願います。

委員長海老澤 勝君。

〔総務委員長 海老澤 勝君登壇〕

総務委員長（海老澤 勝君） 総務委員会の報告をいたします。

今期市議会定例会において総務委員会に付託になりました案件について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき報告申し上げます。

当委員会は、6月5日午前10時から第1委員会室において、委員全員のほか、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

議案の内容及び質疑となったものを申し上げます。

議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定により、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

質疑は、証券税制の見直しで配当、譲渡益の優遇税制はこのまま平成22年まで行うのか、笠間市では該当者は何人ぐらいいるか。また、固定資産税で省エネ改修工事の対象面積の120平方メートルは床面積か壁面積か、といった質疑が交わされました。

質疑の後、討論では、住民税の年金天引きは、年金の間違い問題がまだきちんとしていないなどのため年金からの天引きは反対であるとの反対討論が行われました。

次に、議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第1号）については、所管課ごとに説明を受け、質疑を行いました。

総務課所管分については、裁判員制度では裁判員を選挙人名簿から無作為に選ぶのかとの質疑が交わされました。

財政課所管分については、特に質疑はありませんでした。

企画政策課については、公共工事再評価委員会はどのような仕事をしているのか。専門性が必要と思うが、委員にどのような人が入っているのか。専門性が強いので充て職は避けた方がよいのではないか。また、工事入札の落札率が高い。公共工事の評価で本当に適正であるか、専門性を持って競争の原理が働くようにしてほしい、などの質疑が交わされました。

消防本部総務課所管分については、消防可搬ポンプは更新時期に来ているのか、古いものの更新ということで当初予算で要求しているのか、などの質疑が交わされました。

審査の結果、総務委員会付託になった議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例、並びに議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第1号）については全会一致をもって、また議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例については賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。報告といたします。

議長（石崎勝三君） 次に、文教厚生委員会委員長より報告を願います。

海老澤勝男君。

〔文教厚生委員長 海老澤勝男君登壇〕

文教厚生委員長（海老澤勝男君） それでは、文教厚生委員会の方から報告いたします。今期市議会定例会において文教厚生委員会に付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき報告を申し上げます。

当委員会は、6月6日午前10時から第2委員会室において、委員全員のほか、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

当委員会に付託されました議案は、議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算(第1号)のうち、教育委員会関連の補正予算であります。スクールライフサポーター関連の経費、パソコンのリース料、北京オリンピック出場選手の激励経費等の補正予算であります。

なお、質疑はございませんでした。

審査の結果、付託されました全議案につきましては、全会一致によりまして原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

議員各位にご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 次に、産業経済委員会委員長より報告を願います。

上野 登君。

〔産業経済委員長 上野 登君登壇〕

産業経済委員長（上野 登君） 産業経済委員会の報告をいたします。

今期市議会定例会において産業経済委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、6月6日午前10時から第3委員会室において開催し、委員全員出席、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

審査は、議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の1議案について、執行部より説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議長あてに提出いたしました委員会審査報告書のとおり、議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第1号）については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

各議員におかれましては、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 次に、土木建設委員会委員長より報告を願います。

常井好美君。

〔土木建設委員長 常井好美君登壇〕

土木建設委員長（常井好美君） ご報告申し上げます。

今期市議会定例会において土木建設委員会に付託になりました議案につきまして、その

審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、6月5日午前10時から第4委員会室において、委員全員のほか、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

付託されました3議案の審査の経過と結果を議案順に申し上げます。

まず、議案第52号 市道路線の認定についてであります。

開発行為により整備された友部地区大古山地内の「ペリオ・コリナ」という住宅団地内の9路線を市道認定するものであります。

質疑では、道路規格水準の確保、認定後の維持管理費などについて質疑がありました。

次に、議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第1号）であります。

そのうち当委員会所管分としては、都市建設部関連の補正でありまして、友部池野辺線の公有財産購入費を測量設計等の委託料に予算の組み替えをするものであります。

質疑では、補正対応の理由と用地取得の時期などについて質疑がありました。

次に、議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第1号）であります。

利率の高い企業債の繰上償還をするために、企業債償還金を補正するものであります。

質疑では、企業債の利率、償還年限、繰上償還の時期などについて質疑がありました。

審査の結果、付託されました全議案について、全会一致によりまして原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 以上で、各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

7番鈴木貞夫君。

〔7番 鈴木貞夫君登壇〕

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

今議会に提案された議案第51号、笠間市税条例改正案への反対討論を行います。

まず第1に、市民生活に重大な影響を及ぼす住民税の年金からの天引きに反対です。65歳以上の年18万円以上の公的年金受給者から、個人住民税の公的年金等にかかわる所得割額及び均等割額を年金から天引きするとしておりますが、民主主義税制の原則である申告納税制度を根本から壊すもので、まず反対です。

既に、65歳以上の年金受給者は介護保険、国民健康保険が、さらに75歳の方は介護保険、後期高齢者医療が天引きされて、その上に住民税が天引きされるとなれば、老後の生活を支える年金は何のためにあるのか。

政府・与党は、支払う手間をかけないと利便性を盛んに強調し、宣伝しているが、天引きとはそもそも何なのか。一たん口座に振り込まれた年金から引き落とすのではなく、振り込まれる前に既に引き落とされている、有無を言わさないやり方である。年金者に何ら同意を得ることもなく、利便性を強調するなら、希望者だけを対象にすれば事足りるのではないか。

町村信孝官房長官は、記者会見で、便利な制度として定着していくと発言していることは、食べていくのがやっとのわずかな額月1万5,000円以上の年金から、一方的に各種保険料を、今回はさらに住民税まで天引きすることは、弱者の痛みを感じるこのできない人の言葉と言わざるを得ない。

消えた年金、宙に浮いた年金が問題になり、本来受け取るべき年金を受け取れない人が多数発生しているときに、国民に何の承諾もなく年金から住民税を天引きすることは反対です。

第2に、証券税制の見直しについてです。

今回の改正は、金持ち優遇との批判を受け、株式等の配当、譲渡益課税を10%から本来の本則税率20%に戻すものです。しかし、抜け道をつくり、2009年度、2010年度の2年間には500万円以下の譲渡益、100万円以下の配当について10%の特例を適用するとしております。さらに、上場株式の譲渡損失を上場株式等の配当等の損益通算の仕組みを設けています。

一般市民のわずかな預貯金の利子には20%の税が課せられているが、高額の書きかえと譲渡益にやっとな本則の20%に戻すのです。しかし、20%では所得税の累進課税に比べて税制が有利であり、特例が損益通算を設けていることは、さらに富裕層に対し優遇を広げるものであり、反対です。

第3に、公益法人制度の見直しについてです。

今回の改正によって、非営利型であった一般財団法人は、普通法人として株式会社などと同様に原則課税が行われます。このことは、まじめに公益のための活動をする民間の非営利法人の活動を抑制することになりかねず、反対です。

以上の理由から、議案第51号、笠間市税条例改正案に反対の討論とします。

議員諸兄のご賛同をお願いし、反対討論を終わります。

議長（石崎勝三君） 以上で、討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 市道路線の認定について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第1号）について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

文教厚生委員会委員長から議案が提出されております。

この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで、議案配付のため暫時休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時32分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会提出議案第1号 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書について

議長（石崎勝三君） 日程第4、委員会提出議案第1号 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書について議題とします。

提案者の説明を求めます。

文教厚生委員会委員長海老澤勝男君。

〔文教厚生委員長 海老澤勝男登壇〕

文教厚生委員長（海老澤勝男君）

委員会提出議案第1号

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成20年6月16日

笠間市議会議長 石 崎 勝 三 様

文教厚生委員会

委員長 海老澤 勝 男

提案理由であります。長寿医療制度は、高齢者の医療を社会全体で支える新たな公的医療保険制度であります。しかし、この制度については、高齢者の負担や医療給付等でさまざまな問題点が指摘されておるわけでありまして。

このため、高齢者が安心して医療を受けることができるようにするため、地方自治法第99条の規定により国などに意見書を提出するものであります。

なお、意見書つきましては、朗読をもって提案とさせていただきます。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書

平成18年6月健康保険法等の一部を改正する法律により、75歳以上の後期高齢者を対象とした長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が、本年4月1日から導入された。

この制度は、高齢者の医療費を社会全体で支える新たな公的医療保険制度として創設され、都道府県ごとにすべての市町村の加入により設置された後期高齢者医療広域連合が運営を行っている。

この制度が始まった4月1日以降、保険証の未着や保険料の徴収ミス、年金からの天引きが多くの反感を招くなど、制度そのものへの信頼がゆらぎかねない状況となっている。

また、保険料負担において一定の激変緩和措置が設けられたものの、被保険者の負担のあり方、及び高齢者担当医の導入などの医療制度の改正に関し、多くの問題が指摘されている。

国は、国民に制度の意義を十分に理解してもらおうと同時に、医療保険に対する不安を払拭するための改善努力を行う必要がある。

よって、本市議会は、高齢者が安心して医療を受けることができるようにするため、国において、低所得者へのより一層の配慮など、負担の軽減を図るとともに、制度導入後の状況を十分把握・検証し、改善すべき問題点を明らかにしたうえで、早急に必要な措置を講ずるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月16日

笠間市議会議長 石崎 勝三

(意見書提出先)

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

以上、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、説明といたします。

議長(石崎勝三君) 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

7番鈴木貞夫君。

7番(鈴木貞夫君) 今、提案されまして、文書を初めて拝見したわけですが、この意見書について一部加筆する修正を出したいと思います。

文書を整えるならば、暫時休憩をいただきたいと思いますが、よろしく願います。

議長(石崎勝三君) ただいま7番鈴木貞夫君から、委員会提出議案第1号 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の改善を求める意見書についての修正動議が提出されました。

この動議成立のためには、2人以上の賛成者が必要です。よって、確認のため、この動議の賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(石崎勝三君) 所定の賛成者がいませんので、この動議は成立いたしません。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石崎勝三君) 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

7番鈴木貞夫君。

〔7番 鈴木貞夫君登壇〕

7番(鈴木貞夫君) ただいま委員会提出議案に提案されました後期高齢者医療制度の

改善を求める意見書についての反対討論を行います。

私は、一般質問等においても、この医療制度の問題点を何回となく指摘してきました。既に4月からのスタートは実施されておりますが、その実施以来、全国的に制度の中止・撤回を求める世論が多数となり、多くの声が各地から沸き上がっていることは、皆さんもご承知のことと思います。

4月から発足しました。しかし、医師会の協力が全面的に得られず、機能していないのではないのでしょうか。笠間市においては高齢者担当医が決まらず、終末期患者の在宅診療については何らその保証はありません。

75歳の年齢で差別する医療であることがますます明らかになり、与党の長老と言われる人たちの中にも廃止の声が上がっていることは、皆さんもご承知のことと思います。中曽根元総理大臣、堀内総務会長等からも上がっておりますが、私は、ここで塩川正十郎前財務次官の言葉を一つ紹介したいと思います。

新幹線の中で見知らぬ高齢者から、われらはもう死ねということですかと、涙声で訴えかけられ、国が間違っとなると返すのがやっとだというエピソードを披瀝しております。そして、今回の後期高齢者医療制度は、財政上の都合ばかり優先され、人間味が欠けていると指摘しております。

塩川氏は、2001年4月に発足した小泉純一郎内閣で3年余り財務相を務め、社会保障予算の自然増の抑制や国民負担増路線を進めてきた人物であります。そのような人からも、さらに野中広務前官房長官等からも、この医療制度に対する問題点が指摘されていることは、この制度そのものが根幹から間違っているのではないかと言うしかありません。

私は、前にも指摘しました。この制度を当初から設計した担当者、大蔵省のOB、また厚労省の参事官等が、5年しかこの制度はもたないとか、この制度をつくるときにだれが責任とるのか、保険者はだれなのか、どこにするのかということで議論が沸騰してなかなか決まらなかった。広域連合をつくれればいいじゃないかということになって、一気に話が進んだというふうにも聞いております。

しかし、このことは、私が前にも指摘しましたけれども、この制度の本当の責任者はだれなのか。県の広域連合は、議会はあります、事務局もあります。しかし、実務はすべて市町村の担当者に押しつけられております。市長も、さきの一般質問の回答の中で、国の説明が不十分だったというふうにも言われております。当初から制度そのものがあいまいであり、十分な説明や制度を保障する機関、機能さえ整備されずにきました。

今回提案されている意見書には、中止、廃止がなく、ただ単に制度の一部手直しを求めています。このように一部手直しでは、制度がただ長引くだけであり、さらに混乱を招き、国民に大きな負担を強いることになると言わざるを得ません。

以上の点からも、中止、廃止に言及していない意見書には反対します。

以上で、反対討論といたします。

議長（石崎勝三君） 27番海老澤勝男君。

〔27番 海老澤勝男君登壇〕

27番（海老澤勝男君） 賛成の立場から申します。

先ほどの提案理由で申しましたが、後期高齢者医療制度が本年4月1日からスタートいたしました。高齢者の医療費を社会全体で支える新たなる医療制度であります。しかし、現在、国会やマスコミなど各所でさまざまな問題点が指摘され、議論されておるわけであります。

この意見書は、中止とか撤廃とかを前提したものではなく、すべて高齢者が安心して医療を受けられる制度にするよう求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成20年第2回笠間市議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 町 田 征 久

署 名 議 員 大 関 久 義